

春日井市自転車等放置防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車等の放置の防止について必要な事項を定めることにより、公共の場所の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車及び原動機付自転車(道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、駅前広場その他公共の用に供する場所(自転車等駐車場を除く。)をいう。
- (6) 放置 公共の場所において、自転車等が不法に置かれ、かつ、自転車等の利用者等が当該自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいい、自転車等駐車場において規則で定める期間継続して置かれている場合を含む。

(市の責務)

第 3 条 市は、自転車等の放置の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関と連携して行うものとする。

(利用者等の責務)

第 4 条 利用者等は、自転車等を放置することにより公共の場所の良好な環境を阻害してはならない。

2 利用者等は、その利用する自転車に自己の住所及び氏名を明記するよう努めるとともに、当該自転車について防犯登録を受けなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、自転車の購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けること並びに当該自転車に自己の住所及び氏名を明記することを勧奨するように努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「鉄道事業者等」という。)は、旅客の利便に供するために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第7条 官公署、学校等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第8条 市長は、公共の場所の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する春日井市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を公示するものとする。

4 前2項の規定は、放置禁止区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止)

第9条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第 10 条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するように指導し、又は命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、直ちに当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域周辺の放置自転車等に対する措置)

第 11 条 市長は、放置禁止区域周辺の場所において、自転車等の放置により良好な環境が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認めるときは、当該利用者等に対し、当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が規則で定める期間放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等に係る措置)

第 12 条 市長は、第 10 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所において保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところによりその旨を公示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により保管した自転車等につき、規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還できない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、規則で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収等)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、当該自転車等の撤去、保管及び売却に要した費用として、当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収する。

(1) 自転車 1 台につき 1,000 円

(2) 原動機付自転車 1 台につき 3,000 円

2 市長は、盗難その他当該自転車等を放置したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の費用を減免することができる。

3 既に徴収した第1項の費用は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(自転車等駐車対策協議会)

第14条 自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議するため、春日井市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第15条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の役職員

(3) 鉄道事業者等の職員

(4) 市職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

春日井市自転車等放置防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市自転車等放置防止条例(平成11年春日井市条例第1号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(自転車等駐車場で撤去の対象となる自転車等放置期間)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める期間は、注意札を取り付けた日から起算して7日間とする。ただし、緊急の場合又は市長が必要と認める場合は、この期間を短縮することがある。

(放置禁止区域の標識)

第3条 市長は、条例第8条第1項の規定により自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識及び区域表示(第1号様式)を設置するものとする。

(放置禁止区域周辺で撤去の対象となる自転車等放置期間)

第4条 条例第11条第2項に規定する規則で定める期間は、注意札を取り付けた日から起算して7日間とする。ただし、緊急の場合又は市長が必要と認める場合は、この期間を短縮することがある。

(撤去した自転車等の周知等)

第5条 市長は、条例第12条第1項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を利用者等に周知するため、当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺にその旨を表示するものとする。

第6条 条例第12条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 撤去場所
- (2) 撤去年月日
- (3) 保管場所
- (4) 保管期間
- (5) 返還事務取扱時間
- (6) 保管期間経過後の措置

(保管自転車等の返還手続)

第7条 市長は、条例第12条第1項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)について、防犯登録等により利用者等を確認することができたときは、速やかに保管自転車等引

取通知書(第2号様式)により当該保管自転車等を引き取るように当該利用者等に通知するものとする。

第8条 保管自転車等の利用者等は、当該保管自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は保管自転車等引取通知書その他の当該保管自転車等の利用者等であることを証明することができるものを提示しなければならない。

(保管期間)

第9条 条例第12条第3項の規則で定める期間は、同条第2項の規定による公示の日から起算して2月とする。

(売却の手続)

第10条 条例第12条第3項の規定による保管自転車等の売却は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)その他の関係法令に定める手続により行うものとする。

(費用の徴収の減免)

第11条 条例第13条第2項の規定による費用の減免を受けようとする者は、返還費用減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第12条 春日井市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、総務部交通対策課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 5 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)



- 備考1 標識の大きさは、縦450ミリメートル、横450ミリメートルとする。
- 2 文字及び図柄は白色、枠線及び斜線は赤色、地色は青色とする。

第2号様式(第7条関係)

様

保管自転車等引取通知書

自 転 車
次の原動機付を撤去し、保管していますので、引取りに来てください。
自 転 車

整理番号			
撤去場所			
撤去日			
保管期限			
防犯登録			
盗難届		車体色	

春日井市

第3号様式(第8条関係)

(表)

放置自転車等返還申請書

春日井市長 様

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

電話番号

所有者との関係

次のとおり返還を申請します。

整理番号			
所有者	(申請者が所有者本人でない場合に記入してください。) 住所 氏名 電話番号		
車 種	自転車	原動機付自転車	特 徴 裏面のとおり
売却代金	円		

受 取 書

春日井市長 様

年 月 日

上記の

を確かに受け取りました。

氏名

印

(裏)

*引取通知書をお持ちでない方は記入してください。

放置した場所			
放置した日	年 月 日	撤去された日	年 月 日

車 種		自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
自 転 車 等 の 特 徴	種 類		
	色		
	荷 か ご	有 () 無	有 () 無
	防犯登録 番号等		
	メーカー		
	住所・氏 名の表示		
	そ の 他		

*以下記入しないでください。

身元確認区分			
所有確認区分			
費 用			
返 還 日	年 月 日	返還担当者	
返還したもの			

第4号様式(第11条関係)

返還費用減免申請書

春日井市長 様

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

電話番号

所有者との関係

次のとおり返還費用の徴収の減免を申請します。

車種及び 減免金額	<input type="checkbox"/> 自 転 車 円 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 円	整理番号	
減免を受けようとする理由			

注 該当する□印の中にレ印を記入してください。